

歳末たすけあい運動 福祉関係団体による歳末事業助成金交付要領

1. 目的

歳末たすけあい運動実施要綱に基づき、ボランティア団体や地域住民、各種団体が共同・協力して推進する地域のたすけあい活動等で行う歳末事業などにより、お互いの交流を図り、福祉のまちづくりへの機運を高めることを目的とする。

2. 助成対象事業

1) 地域住民が参加できる福祉活動

- ・ 障害者団体や介護者の会など、当事者団体等のクリスマス会などへの支援
- ・ 友愛訪問事業
- ・ 高齢者サロン、子育てサロンなどの推進
- ・ 住宅環境の整備・補修等サービス
(家屋内の大掃除の協力、ふすま・障子の張り替えなど)
- ・ その他、歳末の時期にふさわしい活動

2) 地域住民の福祉活動への参加促進

- ・ 住民参加で行う福祉に関する学習会など
- ・ チャリティイベントの開催
- ・ その他、歳末の時期にふさわしい活動

3. 事業の実施主体

この要領にもとづく助成事業の実施主体は、町域のボランティア団体、各種団体、障害者など当事者団体とする。

4. 事業実施期間

12月1日から12月31日まで

5. 実施団体への助成

助成金の額は、実際に要した経費の50%とする。上限予定額は10,000円とする。(1,000円未満は切捨てとする。)

※注意 ① 「助成金の額」については当該年度にご協力いただく募金額により変動します。募金額が少ない場合、助成額は10,000円から5,000円の間で変動をさせていただきます。

②事業の実施日によっては、事業を実施された後に助成金額が決定されることもございます。

予めご了承頂きますようお願い申し上げます。

この決定については、竜王町共同募金委員会審査委員会で行います。

6. 公表について

本事業の助成を受けた者は、事業の実施にあたり、当該事業が歳末たすけあいの助成を受けて実施している事業であることを必ず明示することとする。

※方法としては、以下のような内容の一文を広報や案内文書等に記載するなど。

「この事業は、一部、歳末たすけあい運動の助成金により実施されます。」

7. 申請手順について

	提出期限及び日程	提出書類	備考
1	11月5日(火)～ 11月29日(金)	事業実施計画書 (様式第1号) 事業助成金交付申請書 (様式第2号)	
2	12月中旬		・竜王町共同募金委員会 審査委員会(助成決定) ・計画内容決定通知(様式第3号)
3	令和7年 1月7日(火) ～ 1月15日(水)	事業実績報告書 (様式第4号) 事業助成金交付請求書 (様式第5号)	
4	令和7年 1月23日(木)		・不備があった団体に連絡
5	令和7年 2月4日(火)以降	助成金受領書 (様式第6号)	助成金のお渡し

- ・提出書類の記入は、油性のボールペンでお願いします。(水性ペン、消せるペン等は不可)
- ・記入ミスは、横棒を引いてその上に訂正印を押してください。修正ペン・テープ等での修正は不可。
- ・各団体、組織等に残るような備品は対象外です。